

Title	約束考
Sub Title	Note on "Yakusoku" (約束)
Author	伊藤, 清司(Ito, Seiji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1958
Jtitle	史学 Vol.30, No.4 (1958. 3) ,p.39(455)- 53(471)
JaLC DOI	
Abstract	There was a custom in ancient China that people would pledge their love with a bunch of grass or a bundle of sprigs, as is told in the poetry of Shih-chin (詩經) and others. Why it developed into an emblem of love can be traced in the word "yakusoku" (約束). The bunch of grasses was originally a magical object in which the spirits of gods were meant to dwell, and this bunch of grasses turned into the token attributed as the power to summon one's sweet-heart whom one might wish to have as his compagny. "Yakusoku", i. e. "to bind" or "to bundle", therefore, came to mean "chigiri", i, e. "promise" or "engagement".
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19580300-0039

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

約 束 考

伊 藤 清 司

一

胡承珙が夙に注意しているが（毛詩後箋）詩經には戀愛・求婚のことを歌つたと目される詩篇の中に、薪木草芻に及んだものが多い。漢廣（周南）・野有死麕（召南）・南山（齊風）・伐柯（豳風）・車牽（小雅）がそれであり、胡氏の指摘する以外にも、たとえば、汝墳（周南）・桑中（鄭風）・揚之水（鄭風）・同（王風）・綢繆（唐風）・白華（小雅）等がその例として掲げられる。尤も、薪芻を束ねることと戀愛・婚姻との關係に就いては、それより古く、既に古注・新注等に、おいても注意されてはいたが、

男女待禮而成婚、若薪芻待人事而後束也（毛傳・綢繆）

とか、或は

薪折而散于地必有以綢繆之乃合而成束、男女異姓不相知名、亦必有以綢繆之乃合成婚、故借以起興、按昏夜非束薪之時則此說是也（紀緒・綢繆）

と釋くように、更には亦、朱注も野有死麕について興と見なすなど、いづれも一種の比喩的な意に用いたものと判じ、

従つて束薪・束芻の行爲と婚姻・戀愛との間に、直接的な關係は想定されるには到らなかつた。

然るにM・グラノー氏は詩にみるこの束薪・束芻の行爲をもつて、男女の情交を導き出す單なる比喩とするに満足せず、口口族等の間に現行する習俗に照して、この行爲を婚姻と有機的に結びつけることを試みようとする。先づ、揚之水(鄭風)をとり上げ、この詩は

誓約と信實との主題。小枝の束と河の岸に注意せよ。(恐らくは吃水線の高低によつて占ふ推測。Sébillot, Paganisme Contemporain, p. 89. を参照せよ(グラノー「古代支那の祭祀と歌謠」九四頁)内田智雄譯)と釋き、他方、漢廣の詩の

翹翹錯薪、言刈其楚、之子于歸、言秣其馬……………

翹翹錯薪、言刈其萑、之子于歸、言秣其駒……………

の薪・楚・萑について觸れたのち、

萑(又は蒿)は無數の儀式的な用途を持つて居る。即ち萑を燃やして生ずる香は神を降すと信じられて居る。(前掲書 一四二頁)

と云い、更に口口族の習俗を參考として、

萑が薪とされて居るところを見ると、萑は恐らく儀式的な目的をもつ薪、即ち祝火として用ひられたと考へてよいであらう。(前掲書一四二頁)

と説得しようとする。要之、グラノー氏は束薪・束芻と婚姻との關係を二つの場合について假定しようとするのである

が、前者のそれは説かんとする意圖が言葉の不足も加つて必しも明瞭ではなく、更には思いつきの域を遠く出ない憾みのあるのは否めない。これに對し、後者の所謂祝火説は興味を憶える示唆である。たとえば、今日、山東地方に嫁入に當つて燎轎と呼ぶ習俗がみられるが、これは花嫁の轎が愈々婿家に到着し

當轎剛落地時、先有人用樹草捆成火把，在轎前烘一烘，叫做「燎轎」（書備「山東魚台之交拜禮」（新娘新郎）二一頁）
と云うのであるが、別に

轎到男家門前的時候，先點兩個芋草把，這是說燎路上的妖魔邪氣（蔡一木「河南南陽婚俗志」（新娘新郎）一〇頁）

と報じられていて、同種の風俗が河南にも行われており、グラネー氏の云う祝火の風は未だ中原地帯に傳えられていることが知られるが、然し、これは祝火といわんよりは寧ろ淨火とも稱すべきものであつて、これは我國の民俗に照しても合點されようが、何も婚俗にのみ限つて掲げられるとは考えられず、まして（註1）淨火の用をなすそれは薪芻を刈つて束ねられたには違いないが）それ故に草刈や束薪の行爲が直ちに結婚に通づるものとする想定は些か飛躍に過ぎ、且つて松本雅明氏も指摘しているところであるが、これ亦、兩者の間の積極的關係を充分に證明したとは認め難いものがある

と云えるであらう。
グラネー氏のこの假説に反論を試みた松本氏は「詩經戀愛詩における採薪の表現」なる論稿（法文論叢第一號）上で、草刈・束薪の行爲と婚姻との有機的關係を入念に追求されている。尤も、當該論文はその副題が示すように詩經各詩篇の新古の辨別を試みたものであつて、必しも最終的に束薪・束芻の意味の解明に指向されたものではなく、従つてこの習俗の意義・由來の考究のための取材範圍も殆んど詩經内に限られたため、導き出される結論は自ら限界をもたざるを

得なかつたと云う缺陷はやがて指摘されなければならぬであろう。然し、當該問題を考察したものととしては、相等に意を用いたものと云い得る。

偕て、氏は詩經中の東薪・草刈等の記載ある詩篇を具さに比較検討し、漢廣・綢繆等の詩を通して

薪はあきらかに草束である。薪といふ文字は草に従ふことからわかるやうに、草(従つてその藪)を意味したのが、やがて灌木や木の枝をも意味するやうになつたものである。(漢廣・綢繆に―拙者註) 東薪・東楚・東蒲・東芻が並べられてゐるのはその故である。(法文論叢一〇四頁)
と假説された後、

草刈は嫁ぎゆく女への愛情の表現であるのか、婚禮にさういふ風習があつたのかわからない。しかし少くとも、花嫁の門出にさいし車につける馬に刈りたての草を食はせる、さういふ儀禮があつたのではなからうか。若者たちは思ひとどかず嫁ぎゆく娘にせめてもの奉仕なりともしよう、といふのではなかつたらうか。(前掲書一〇四頁)
と摸索する。そして氏は更に論を推し進め、

私は(中略) 婚ぎゆく娘の馬に若者たちが刈草を食はせる習俗があることを見た。さうすれば(中略) 草刈が習俗として直ちに婚禮を予想しうることはたしかである。(前掲書一〇四頁)

との結論を提示される。後述に見る通り、こうした見解に近似する解釋は夙に胡承珙がとるところであるが、いづれにしる、松本氏のこの餞け説は傾聴すべき見解ではあるが、尙検討の余地はあろう。即ち、少くも東薪・東芻が失意の男により相手の女の嫁ぎの門出に贈られたとする例を掲げて(花嫁の出發に當り車曳く馬に刈草を喰わせると云うことが、

一體何に由來するか明らかでないが、兎に角、それが一つの慣行となつていて、その故に、草刈は婚姻を直ちに連想させるものという見解はいかにも飛躍に過ぎると申さねばならない。成程、こと漢廣の詩に關する限りでは束薪（芻）は戀を失つた男によつて花嫁の車曳く馬に與えられており、氏の指摘される意味を藏しては居るが、他の詩へのこの適用は困難であつて、寧ろ束薪（芻）はもともと別の意味で婚姻と通じ、轉じて漢廣の場合のような例を生んだものではないかと疑われよう。尙、蛇足ながら、松本氏の詩經詩篇の新舊を判別しようとする一連の實驗は注目に價するところであるが、この場合、束薪（芻）の行爲が詩の中で次第に抽象化されてゆく過程を跡づけ、これに基き各詩篇成立の順序を説明しようとされる點があるだけに、この習俗の正しい遡源的な本意を握ることなくして曖昧に止まる限りでは、導き出される結論は検討の余地を残すであろうし、亦、もともと同一意義をもつ習俗も時間と空間の力によつて異つた機能に轉ずることもあろうから、詩經のように（その多くを民謠とするならば）廣範圍の地域から集められた多くの詩の新古の比較には、地方差も加味すべきで相當の慎重さが要求されよう。

寧ろつぎのような胡承珙の見解は束薪（芻）と婚姻との關係を解く手懸りを與えて呉れるのではないであろうか。胡の解とは

然竊意古者於昏禮或本有薪芻之饋（毛詩後箋）

と云うにあるが、この言の前後を補つて解説をすれば、芻草を秣とし、薪木を松明の用として供することの背後に、恐らくこれらが婚姻に際して聘物の用を果した慣習が埋もれているのではないかと提案しているのは、グラナー・松本の兩説よりも一歩進んで、その論旨も明哲性に富んでおり、且つ雲南の擺夷間に現行する結納に柴木を贈る習俗（力夫「雲南西部漢

擺夷的結婚」(新娘新郎)や、結納品二十八品目中に蒲・葦を含むとの「鄭氏婚禮」の記するところと比較して、胡説は説得力に勝るものがある。然しこの説たりとも尙、疑うべき余地がある。

二

偕て、我國のみちのくには古來錦木と呼ばれた奇異な婚俗がみられた。懸想の意中を錦木に托して相手の家の門口あたりにそつと置いて來る素朴な風俗が「袖中抄」等によつて今に傳えられているのである。この習俗については既に柳田國男先生が「錦木と山遊び」(婚姻の話)所收)でとり上げられており、詳しくはこれに據りたいが、先生はこの錦木なるものが彩色された一尺許の木なりと文字にされているのに吟味を加えられ、この錦木は精々家印程度の施しがある位のもので、袖中抄などにみえる形容は都あたりの文學者の作爲の跡であると説かれたのち、錦木とは恐らく本來薪のことであろうと示唆せられている。(婚姻の話)八六一―八七頁)

こうした素朴な懸想の表現法は北の果陸奥の土地だけにみられたものではなく、且つ亦錦木と呼ばれた薪木のみが若い人々の意を傳えて呉れたのでもない。(藤原相之助「書かぬ手紙」(東亞古俗考)所收参照)たとえ「玉かつま」によれば「讃岐國人女をよばふに藁を結びておく事」があつたし、讃岐の山一つ越した土佐の山間には「さとり草」と呼ぶ習俗が傳えられて(寺石正路「土佐郷土民俗譚」五〇頁)錦木同様、男女間の媒介の用に供せられていたのである。

偕て、白華(小雅)に

白華菅兮、白茅束兮、之子之遠、俾我獨兮

とあるその疏に、

言人刈白華已漚以爲管又取白茅纏束之兮、是二者以絜白相束而成用、興婦人有德已納以爲妻兮、又用禮道申束之兮、

是二者以恩禮相與而成嘉禮者即端成絜白之謂

といい、あくまでも孔穎達は浸した白華(菅)或は白茅をば有徳の婦人を室に迎えることの興とするに止まつているが、

先づ此處でこの草芻がひろくもともと男女の求婚の手段に用いられたのではなかつたかと疑つてみたいのである。ところで、宋代の書、「異苑」に

晉有士人買得鮮卑女名懷順、自說其姑女爲赤莧所魅、始見一丈夫容質妍淨著赤衣、自云家在厠北、女於是恒歌謠自得
每至將夕輒結束去屋後其家伺候唯見有一株赤莧、女手指環挂其莧上芟之而女號泣經宿遂死(卷八)

の小文が載せられている。この書は所記皆神怪之事とされ、一見寔に奇異難解の内容を有するが、草を束ねて贈ることが男女懸想の手段とされた習俗が、この文の背後に隠されていることは容易に想定されるところであり、逆に亦、かように解することに依つてのみこの奇怪な文意が疏通されるものと云えよう。ただ、この習俗が夷狄の女に係づけられて説かれ、且つは奇行として異苑の一篇に編まれたことは、かような習俗は當時の宋代社會—少くとも當時の讀書人の社會—のものでなかつたことを物語るものといわなければならぬであらうが、然し、これは我國の錦木や藁文のことが當時の都住いの文化人に縁のない習俗であると忘れられていたことと同じではないと果して云いきれるか。一方、東門之粉(陳風)の卒章の最後の句「貽我握椒」は、たとえば朱注圈外之注に

遺我以一握之椒而交情好也

と釋かれていますように、亦、かの「貽我彤管」の句（邶風・靜女）に同じく
彤管未詳何物、蓋相贈以結殷勤之意耳

と注されているように、男女の戀愛が握椒・彤管などによつて結ばれると云う民俗の存在が古來より推測されながら、
その握椒・彤管の實體については適確な解決を見るに至つてないが（古史辨、第三冊下など參照）、これらの婚俗上の機能
は異苑にみた赤莧、或は我國の錦木等と類同するものと云いうるのではないであろうか。山有扶蘇（鄭風）の

山有喬松、隰有游龍、不見子充、乃見狡童

の前二句は相會わんとする戀情を興す所謂興と見做されるが、龍については朱注に「紅草也」とあつて、これ亦、彤管・
赤莧と共に色彩を帯びている點、寔に興味を呼ぶ。かようにみて來ると男女の戀情が一束の小枝、一束の芻草によつて
表明されると云う民俗が想定されるのであつて、かような假説に立てば

綢繆束薪、三星在天、今夕何夕

見此良人、子兮子兮、如此良人何

綢繆束芻、三星在隅、今夕何夕

見此邂逅、子兮子兮、如此邂逅何

の綢繆の歌のごときは、まさに男女の愛が束薪・束芻によつて取交わされていたことを示す好個の一例と申すことも可
能とならうし、

遵彼汝墳、伐其條枚、未見君子、惄如調飢

の汝墳（周南）の句も同じ假説から理解することが出来、漢廣の例の句の如きは、本來ならばそのひとの手に渡すべき草束も今は術なしせめて他家へ嫁せんとする女の車曳く馬の秣なりとしようとして解釋して、男女の契りを草束と結ぶ風習を想定してみることは不可能ではない。

薪乃至草芻を束ねて贈ることがかように懸想・求婚を示すと假想するとしても、尙解き難き疑問は何故にこうした束薪・束芻を贈ることがそのまま男女の情を意味するようになったかという、より遡源的な起原の問題であつて、この解明なくしては、この假説も亦、その力を失うであろう。

結婚は性の異つた、亦は家を異にする男女を結合すること、これがばらばらな薪芻を束ねることを連想させるからと云うが如きは（紀緒——本稿三九頁参照）綢繆の詩からの單なる思いつきであつて附會の域を出ない。一方、我國の錦木の風俗について柳田先生は

燃料採集は女の勞作の最も苦しいものに今もかぞへられる。思ふ女の手の指を荒すまいとして、朝は暗いうちに一束のよい木をそつとかどの外に置いて行くといふやうなことは、心を運ぶ男ならば、今でもまだどこかでしてゐるかも知れない。（前掲書八七頁）

と云われるが、中國の古代においてもこれと同斷と見ることは何らさしつかえない。然し、中國古代社會にみる束薪・束芻と婚姻との關係の起原は更に遡り得ると見ることが出来ないであらうか。

三

古來中國にちぎりを意味するに契約の語が用いられておる通り、古代の中國社會では人々の間でちぎりがなされる場合、契と約の方法が相當に廣く用いられていたものようである。契の方法とは小木等に刻み印を付したものを使用したもので、錦木もこれとの關連を窺う必要も或はあるが、これは措くとして、然らば約とは一體如何なるものであつたらうか。姑らくちぎりと約との間について考察してゆきたい。「管子」に

先王不約束不結紐、約束則解、結紐則絕、故親不在約束結紐（樞言）

とある。もとより安易にちぎるべからずとの教訓であるが、この場合の約束は單に現行のちぎることを表現する抽象概念としての約束ではなくて、たとえば「説文」に

𦉳 纏束也

と解くように、實際行爲を指していることは文の前後によつても明瞭である。「莊子」にも

天下有常然、常然者曲者不以鉤、直者不以繩、圓者不以規、方者不以矩、附離不以膠漆、約束不以纏索（駢拇）

と云い、同様に約束とは文字通り繩や索を用いて束ねくくる行爲乃至その結果の形狀を指すことが理解される。かように約の文字が束ねることの意に用いられた例は古典中にも少くなく、詩經中に求めても

約之閣閣、椽之囊囊（小雅・斯于）

約軹錯衡（小雅・采芑及び商・烈祖）

の例があつて、かような約の語が、秋官にみる司寇所屬の司約之官の約のように所謂ちぎりの意に抽象化されて行つたもので、今日慣行の抽象概念がもともとから固まつていたものではなかつた。尙、約束の束は、「説文」も

束 縛也

と解し、木をくくる象形とされ、約と異字同義であつて、約束の語は本來文字通り束ねくくることを意味したものと見做してよい。

四

ところで、約と云い束と云い一體何を結び束ねたであろうか。ここで先づ想起されるのは前掲「異苑」に描く赤い寛の物語であり、靜女・東門之粉等の詩篇の内容である。芻草などの束を相手に贈ることが男女間の愛の心を運ぼうとするものとする方法であつて、かような習俗を前提としてはじめて異苑等の文が疏通し、納得されるものであらうとは既に申した。「華陽國志」によれば、蜀地方の住民は

其俗徵巫鬼好詛盟投石結草（卷四・南中志）

と云う。投石は夙に松本信廣先生がプシルフスキー説として紹介された毬投げ（松本信廣「古代文化論」）、或は我國にもみられた石合戦の如きものを指すか今遽かに考うるところないが、結草とは文字通り芻草を結んで誓いのしるしとしたのではなかつたか。若しこの推測にして誤りなければ、時代は中世に降り、土地は邊境の異俗であるが、古代中原の約束の民俗を考察するに尙参考とならう。然も、この蜀地方の風俗も實は次ぎのようなものかもしれないが、束枝、束草は男女のちぎりの手段であるとしても、しかしだからと云つて草木の束を贈ることが必しも男女間の愛情のちぎりのみに限られた習俗ではなかつたのである。「左傳」宣公十二年の條に、戦い敗れて走る蕭の國の還無社が、楚の申叔展に

目於からいど智井、而拯之

と救いを求めたに對し、叔展は、

若爲茅經、哭井則己

と應答したと楚蕭合戦の一挿話を傳えているが、茅經とは所謂東蜀の類であつて、これが丈夫の間にも取交わされたことが窺われる。同じく宣公十五年の條の「結草之報」の語は専ら報恩の義に用いられて來たが、結草の言葉にはもともと約束・東蜀のもつちぎりの意味が潜んでいたと解釋される節が多い。

五




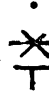
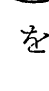
然し、更に一步進めて、こうした束薪・束芻、即ち約束の習俗の客體たる植物の類を一種の呪物として見做すことが出来るのである。萬葉にあらわれた結枝・結草の行爲については國文學・民俗學の先達によつて、或は魂結びの心理からとも、或は模倣マジックとも釋かれているが、その根柢に草木に對する信仰||所謂「樹木崇拜」が想定される。ひるがえつて韓詩に、鄭の地方では三月上巳に溱水・淮水のほとりに人々相集つて、

招魂續魄、乘蘭草拂不祥


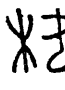


という民俗の語られているのは周知の通りで、その他艾・蓬・莒等は申すに及ばず、ひろく草芻が呪物として用いられて來たことの例擧にはいとまもなく、亦、煩を慮つてここには同じ三月三日の行事の一例を掲げるとどめるが、この俗は近年に至るも尙絶えていないことがしられる。

三月三日（中略）各採松枝蘭花簪髻而歸以爲祓除不祥（陝西・西鄉縣志）

一方、芻草に限らず樹木にも古くより靈力を感じていたであろうことは勿論であり（關野雄「中國古代の樹木思想」〔民族學研究一四の二〕）甘棠（召南）の詩等にもそれは認め得られるが、このように生命力の顯現である草木に對する信仰の傾向はひろく中國の社會に認めうるとしても、此處で尙、注意すべきは卜辭に散見する執叙の儀禮である。羅振玉は叙

（原字は     ）を

从手持木於示前、古者卜用蘹火其木以荆（殷虛書契考釋）

と見ているが、赤塚忠氏はこの執・叙の兩字を元來同義と解し、（執の原字を     と見る）草木を執つて神に供する象形としてゐる。（「古代に於ける歌舞の詩の系譜」〔日本中國學會報・第三〕）かようにみて來るとき、神への供物とされる草木の束は、元來神を招き降す招代と見做すべきものであろう。この點についてはグラノーも言及したところで、この稿の前半に僅かながら觸れた通りである。近時、浙江の村里に

夏至凡治田者不論多少必具酒肉祭土穀之神、東草立標插諸田間就而祭之、謂祭田婆（東陽縣志）

という習俗の傳えられていることが報告されているが、この俗の由來は遠く、その源流は既に豳風七月の

同我婦子、饁彼南畝、田畯至喜

にも認められると思考するが（拙稿「古代中國の祭儀と假裝」〔史學三十の一〕參照）いづれにしろ、東陽地方田間の東草は神々の招代であることは殆んど誤りなく、他方、白駒（小雅）の

皎皎白駒、在彼空谷、生芻一束、其人如玉

の芻束も同様に供物と云うより寧ろ招代の意にも解釋することが可能である。

六

遠く古に根ざす樹木草芻に神祕を感じ、その中に靈力を認める素朴な信仰は、一方ではかような植物を神の招代とする思想を次第に孕んで行つたのである。そしてこの招代を用いて神々を招く考え方は、やがて神々の來臨を喝仰する如く心を傾けて思慕する人の招きにも變り得たのではなかつたか。小雅の大東

有冽汎泉、無浸穫薪、契契寤嘆、哀我憚人

薪是穫薪、尚可戴也、哀我憚人、亦可息也

や秦風・蒹葭の詩、或は

乘龍兮麟麟、高馳兮冲天

結桂枝延佇、羌あま愈思兮愁人（九歌・大司命）

をはじめとして楚辭九歌にみる諸篇などは、かような過程の一端を示めすとも云えるであろう。

束薪・束芻が、他のかような形状をとらぬ草木と異り、何故に特にちぎりを意味するようになったかについては、種々臆測もつけられ、それ丈に亦、遽かの斷定も避けなければならないが、或は魂結びの心理からとも、或は類似マジックとも見做されるが、兎に角、かような束薪(註三)・束芻(註四)が神々の招代とされ、或は神前への供物とされたことは謂いうるどころであつて、やがてこれが人々の間でも取交わされるに至つたであろうと假説したのである。



詩經に散見する草や小枝に及んだ詩の多くは求婚・戀愛に關するものであることははじめにも云つた。採薪・伐木等の山仕事や、採蕨・草摘等の労働の裡に戀愛歌が育成されてゆく可能性を否定するものではないが、靜女・白華等をはじめ多くの關係詩篇は所謂「約束」の習俗をあとづけることによつて解明されるのであつて、山野で刈られた草の束や小枝の一束が、來り臨むことを強く願う相手、即ち神、そして人、従つて時には男には女、女には男を招く招代にも代り得たであろうが、かような束薪・束芻は當時の人々の男女の情の媒介の役を務めるには、まことに相應しいものであつたと想うのである。

(註1) 原典は *à des feux ayant un objet rituel.*

(註2) 朱注に白華野菅也。

(註3) 韓非子(卷十三)に社についての問答が見える。然るにこれと同様の文が晏子春秋(卷二)及び說苑(第七)にも見られる。

こゝで特に興味を憶えるのは韓非子に社の構造につき「夫社木塗之」とある部分に、晏子春秋には「夫社東木而塗之」とあり、說苑も同文である。韓非子は木上の束字を脱したとも疑われるが、それは措くとして社の構造に木を束ねたものがあつたことは興味がある。

(註4) 芻の原字は   で「从又持斷草是也」(殷虛書契考釋)と見られ、芻は本來神前に捧げられる草束の意義ではなからうか。